

# ジャシド称号認定制度施行細則

## 第1章 総則

**第1条** 本制度は、口腔インプラントの基礎知識ならびに最新の知識を普及することを目指し、その進歩・発展に寄与できる指導的人材を養成し、また、JSOI未入会の会員についてJSOIへの入会及び資格取得を推奨するとともに、本会及び国民の健康と福祉に貢献していることの周知を目的とする。

**第2条** 前条の目的を達成するために、本会は称号制度を設け、必要な事業を行う。

## 第2章 ジャシド称号認定委員会

**第3条** ジャシド称号認定審査委員会(以下「認定委員会」という)し認定審査を行い、要件に相当する講習会を指定し、必要に応じ課題、書式策定する。

## 第3章 称号の名称および区分

**第4条** 称号の名称は「ジャシド認定インプラント認証医」(以下「認証医」という)および「ジャシド認定インプラント専門医」(以下「専門医」という)とする。口腔インプラントに造詣が深く、将来ともに口腔インプラントの知識・応用技術の普及や啓発活動に協力し、本会の活動に貢献できる人に「認証医」の称号を授ける。

口腔インプラントの知識・応用技術の普及や啓発活動に協力し、本会の活動に指導的役割を担おうとする意志を有する人に「専門医」を授ける。

(2)称号の認定期間は毎年2月1日から5年間とする。

## 第4章 称号の申請資格

**第5条** 称号を申請できる者は以下の要件をすべて満たす者とする。

### 1)「認証医」

- (1) 申請時に継続してジャシド会員(以下「会員」という)歴2年以上の者
- (2) 認定講習会スポット受講・例会・総会への参加が過去2年間で6回以上に加え下記の項目における得点総計が過去2年間で15点以上とする。
  - 1)学術論文等1編につき最高30点とする。
  - 2)例会・総会の講演・その他ジャシド主催の講演会、JSOI主催の学術大会において発表1件につき最高10点とする。
  - 3)認定委員会が指定する課題に関する症例レポートの提出1編につき最高5点とする。
  - 4)提出書類の得点の詳細については、認定委員会で判定する。

### 2)「専門医」

- (1) 申請時に継続して会員歴5年以上の者
- (2) 「認証医」である者
- (3) 認定講習会スポット受講・例会・総会への参加6回以上に加え下記の項目における得点総計が「専門医」では過去5年間で30点以上とする。
  - 1)学術論文等1編につき最高30点とする。
  - 2)例会・総会の講演・その他ジャシド主催の講演会、JSOI主催の学術大会において発表1件につき最高10点とする。
  - 3)認定委員会が指定する課題に関する症例レポートの提出1編につき最高5点とする。
  - 4)提出書類の得点の詳細については、認定審査委員会で判定する。

## 第5章 称号認定審査

**第6条** 第4条を満す申請者は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に認定開始年の前年10月1日までに提出しなければならない。

- (1) 認証医申請書類(様式1)専門医申請書類(様式2)のいずれか
- (2) 申請書類の資格要件における得点を証明する参加証、抄録、論文、レポート等(コピー可)
- (3) 認定申請費用振込控え(コピー可)

**第7条** 認定委員会は、申請書類の審査に加え必要な場合は面接を行う。

## 第6章 称号の更新資格

**第8条** 称号認定の更新料は、3万円とし、期間満了の4ヶ月前まで申請を受け付ける。

**第9条** 認定申請時、更新時における学術大会の参加歴は、学術大会参加証あるいは当日会費の領収証で証明するものとする。当会主催の講習会等については、当会で証明する。

**第10条** 口腔インプラントの急速な進歩に鑑みて、更新時には、以下の要件をすべて満たすこととする。

- (1) 更新時からさかのぼって5年間継続して会員である者
- (2) 更新時からさかのぼって5年間に総会3回以上、例会4回以上、認定講習会のスポット受講に4回以上参加の者
- (3) 更新時からさかのぼって5年間に例会・総会の講演・その他ジャンド主催の講演会等において、発表、講演を1回以上行った者
- (4) 更新時からさかのぼって5年間に行った認証医1症例、専門医3症例の報告を行い審査に合格した者
- (5) 更新申請は申請書類(様式3)を認定期限までに資格要件を証明する参加証、抄録、論文、レポート等(コピー可)を添えて認定委員会に提出しなければならない。

原則として認定期限を過ぎた申請については、1年に限り更新を認めるが、認定期間は延長しない。

口腔インプラントの基礎知識ならびに最新の知識に関する指導的役割を果たす称号認定者を広く公開するために、認定証を発行し本会イヤーブックと本会ホームページに認定者の所属施設所在地、氏名を掲載する。

## 第7章 称号の喪失

**第11条** 次の各号の1つに称号認定者が該当するとき、その称号を失う。

- (1) 会員の資格を失ったとき。
- (2) 称号の更新を行わなかったとき。
- (3) 認定委員会が不適と認めたとき。

### 附 則

この細則は、平成28年1月1日から施行する。本細則の改廃は、理事会において決定する。

### 暫定措置

1. 発効後の2年間は以下の暫定措置を適用する。

1)以下の要件をすべて満たす者に、書類審査のみで「認証医」を授ける。

(1)申請時に継続して会員歴2年以上の者

(2)当会主催の日本口腔インプラント学会認定講習会を修了した者。

(3)例会・総会の講演・その他ジャシド主催の講演会の受講3回以上

2)既に、日本口腔インプラント学会専門医、専修医資格を取得している者。

または、以下の要件をすべて満たす者に、書類審査のみで「専門医」を授ける。

(1)申請時に継続して会員歴5年以上の者

(2)当会主催の日本口腔インプラント学会認定講習会を修了した者。

(3)過去5年間で口腔インプラントに関する論文を1編以上有する者、あるいは研修会もしくは本会の認める研修会(日本口腔インプラント学会学術大会等)において、発表を1回以上行った者

(4)例会・総会の講演・その他ジャシド主催の講演会の受講5回以上

2. 認定委員は、理事会が選任する。認定委員会が立ち上がるまでの認定審査は、認定委員会に代わり理事会開催時毎に、理事会が行う。

#### 附 則

1. この暫定措置は、平成28年1月1日から施行する。暫定措置の改廃は、理事会において決定する。